

半島振興対策部会設置要綱（案）

平成17年8月 日
国土審議会決定

（設置）

1. 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に半島振興対策部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

2. 部会は、半島振興計画に関する事項その他の半島振興に関する重要事項を調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

3. 部会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局地方整備課半島振興室において処理する。

（雑則）

4. この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は平成17年8月 日から施行する。